

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）低入札価格調査における 特別重点調査制度実施要領

第1 目的

この要領は、都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）が発注する建設工事のうち、低入札価格調査制度における特別重点調査を実施する建設工事について、「大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱（以下「特別重点調査要綱」という。）」及び「大阪府総務部契約局低入札価格調査実施マニュアル（建設工事版）（以下「低入札マニュアル」という。）」に定められた事項のほか、低入札価格調査における特別重点調査の実施に必要な事項を定める。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、特別重点調査要綱によるほか、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に規定するとおりとする。

第3 特別重点調査の適用工事

次に掲げる建設工事の入札に特別重点調査制度を適用する。ただし、災害復旧等の緊急を要する工事、又は早期の契約締結を必要とする補正予算に係るもので低入札価格調査制度によった場合、その目的達成に著しい支障が生じると認められる工事は、適用除外とできるものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) その他、都市整備部長が必要と認める工事

第4 特別重点調査に係る失格となる判断基準

特別重点調査基準価格を下回る価格の入札が行われ、特別重点調査に必要となる、当該入札者から提出された資料（以下「特別重点調査資料」という。）の調査及び審査を行う場合において、当該入札を失格と判断するための基準は、別に定めるものとする。

第5 調査の実施

(1) 特別重点調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、発注事務所等（都市整備部の本庁各室・課並びに大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第2条第1項第2号及び大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号）第2条第1項第1号の規定に定める予算執行機関をいう。以下同じ。）に設置する低入札価格調査部会（以下「部会」という。）において、特別重点調査資料がすべて整っていることを確認する。

(2) 特別重点調査資料が全て整っていることが確認できた場合は、以下の内容について、特別重点調査資料の審査、ヒアリング、関係機関への照会等の調査（以下「特別重点積算等調査」という。）を部会において実施するものとする。

なお、特別重点調査資料の様式は、別に定めるものとする。

- ① その価格により入札した理由
- ② 入札価格に係る内訳書、明細書の内容
- ③ 下請予定業者の状況
- ④ 配置予定技術者の状況
- ⑤ 手持ち工事、手持ち資材、手持ち機械の状況
- ⑥ 労務者の確保計画
- ⑦ 品質確保体制の状況
- ⑧ 安全衛生管理体制の状況
- ⑨ その他の必要な事項

第6 特別重点調査資料がすべて整っていなかった場合の措置

前条第1項に定める調査において、特別重点調査資料が全て整っていないことが確認されたときは、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）低入札価格調査委員会（以下「委員

会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)に報告し、その結果を契約局建設工事課長に報告するものとする。

ただし、委員長が必要と認める場合は、委員会において審査するものとする。

第7 特別重点調査資料がすべて整っていた場合の措置

第5条第1項に定める調査において、特別重点調査資料が全て整っていることが確認され、同条第2項に定める特別重点積算等調査を行った場合は、部会長は、部会による調査及び審査の結果並びに意見を記載した書面を作成し、委員会に付議し、その結果を契約局建設工事課長に報告するものとする。

第8 低入札価格調査失格者への入札参加制限

大阪府契約局競争入札審査会(以下「入札審査会」という。)において失格判定を受けた者は、失格判定を受けた日から、3ヶ月以内に公告される都市整備部、大阪港湾局及び大阪都市計画局発注工事の入札に参加できないものとする。ただし、国際競争入札案件には、本入札参加制限の条件は付さないが、国際競争入札案件以外の案件に対しては本入札参加制限を受ける。

第9 契約後の措置

低入札価格調査基準価格未満の価格で契約した工事について、工物品質の確保の観点から、下記に定める事項を実施するものとする。

- (1) 工事の重点監督
- (2) 特別重点調査要綱第16条第1項で定める別記に掲げる条件の厳守
- (3) その他都市整備部長が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。